

【(続報) バリ州における新時代の生活秩序を踏まえた年末年始の社会活動
(州知事通達)】

令和2年12月18日(総20第107号)
在デンパサール日本国総領事館

- 18日、バリ州政府は本通達の内容を変更しました。
- 当館は、できるだけ速やかな情報のアップデートに努めていますが、今後も突然変更される可能性がありますので、最新情報を確認してください。

1 バリ州への入域を予定している国内旅行者は、以下を遵守しなければならない。

(1) 飛行機を利用する場合には出発前168時間(7日)以内に発行されたPCR検査結果が陰性であることを示した書類を提示し、e-HAC Indonesiaに登録する義務を負う。

(2) 自家用車・海上輸送を利用する場合には出発前168時間(7日)以内に発行された迅速抗原検査(Antigen Test)結果が陰性であることを示した書類を提示する義務を負う。

(3) PCR検査及び迅速抗原検査(Antigen Test)結果が陰性であることを示した書類の有効期間は発行された日から14日間とする。バリに滞在中は当該書類を常に携帯しなければならない。バリ州外から入域した国内旅行者は、有効期間内であれば、当該書類を帰路にも使用することができる。

2 年末年始に活動する全ての者、事業主及びイベントの主催者／責任者は、マスクの着用、手洗い、他者との距離をとる等の保健プロトコルを遵守する義務を負うとともに、屋内外におけるパーティーを行ったり、花火を打ち上げたり、酒酔してはならない。

3 上記1及び2に違反した者は2020年バリ州知事令第46号に従い処罰される。本通達は、2020年12月19日から2021年1月4日まで有効である。

4 現時点までに当館がバリ州政府から入手した情報をケース毎に案内いたします。

(1) 日本からジャカルタ(国際線)を経由して空路(国内線)を乗り継ぎバリ州に入域する場合(国外旅行者)

インドネシア入国に利用した日本で受検したPCR/SWAB陰性結果書面(発行日から7日以内が有効)を提示すればバリ州に入域が認めれる。

(2) バリを経由して空路乗り継ぎする場合

有効な迅速抗原検査 (Antigen Test) の陰性結果で乗り継ぎができる。ただし、空港外に出ることは禁じられる。乗り継ぎ時の抗原検査の陰性結果書面は、発行日から7日間有効とされる。

(3) バリから空路出発する場合

バリ州に入域した際に利用した PCR 陰性結果が有効期間内であれば、引き続き利用できる。目的地によって求められる書面が異なりますので、ご利用の航空会社に確認ください。

(参考) 電子健康状態申告書 (eHAC Indonesia)

(1) ウェブサイト: <https://inahac.kemkes.go.id/>

(2) スマートフォンから「eHAC Indonesia」をダウンロードして登録することも可能です。